

# 乗合バスのバリアフリー化について

(平成25年3月末現在)

## 【バリアフリー化の目標】

移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成18年12月15日告示、平成23年3月31日改正)において、バス車両(現時点においては、総車両数約6万台)に関し、「総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両(以下「適用除外認定車両」という。)約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。」とされております。

(単位:台)

平成 年度 末	ノンステップバス			対象 車両数 ※注4	スロープ又はリフト付バス			適用除外認 定車両数 ※注5
	車両数	割合比	指数		車両数	割合比	指数	
22	16,534	35.5%	100.0	46,555	379	3.0%	100.0	12,640
23	17,661	38.4%	106.8	46,025	438	3.3%	115.6	13,075
<b>24</b>	<b>18,672</b>	<b>41.0%</b>	<b>112.9</b>	<b>45,495</b>	<b>485</b>	<b>3.6%</b>	<b>128.0</b>	<b>13,499</b>

(注1) 「ノンステップバス」は床面の地上面からの高さが概ね30cm以下であって、バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合するバスをいう。

(注2) 「スロープ又はリフト付バス」は、中扉に設けられたスロープ又はリフトを使って、主に車いす使用者の乗降を円滑に行うことができるバスをいう。

(注3) 指数は、移動等円滑化の促進に関する基本方針が改正された平成23年3月末を100とする。

(注4) ノンステップバスの「対象車両数」は、乗合バス総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数とする。

(注5) 「適用除外認定車両」は、構造又は運行の態様によりバリアフリー新法の規定によらない特別の事由があると認定したバスをいう。